

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和7年11月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和7年12月22日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和7年度大阪府一般会計補正予算（第4号）の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立高等学校施設整備事業）
- 2 工事請負契約締結の件（大阪府立支援学校施設整備事業）
- 3 包括遺贈に係る権利の放棄の件
- 4 大阪府立富田林支援学校における児童の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件
- 5 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

○条例案

- 1 職員の給与に関する条例等一部改正の件
- 2 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件

＜参考＞

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

教育庁 令和7年度一般会計補正予算案（第4号）の概要

一般会計	補正予算案額	98億475万6千円
	現計予算額	6, 092億2, 236万3千円
	補正後予算案額	6, 190億2, 711万9千円

[一般会計]

上段 令和7年度補正予算案額

中段 令和7年度現計予算額

下段 令和7年度補正後予算案額

事業名	事業費	事業内容の説明
人事委員会勧告の実施に伴う給与改定	98億475万6千円 3, 850億5, 925万6千円 3, 948億6, 401万2千円	「令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告」及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正(教職調整額の引上げ)を踏まえ、必要な人件費を増額。 (参考)給与改定の概要 ・給料表の改定(平均2. 54%引上げ) ・地域手当の支給割合を引上げ(11. 8%⇒12. 8%) ・期末・勤勉手当を0. 025月分ずつ引上げ(年間4. 60月分⇒4. 65月分) ・実施時期: 令和7年4月1日 教職調整額の引上げの概要 ・現行の給料月額の100分の4に相当する額から100分の10に相当する額まで、令和8年1月から令和13年1月にかけて毎年100分の1ずつ段階的に引上げ ・実施時期: 令和8年1月1日

○事件議決案

番号	件 名	概 要
1	工事請負契約締結の件 (大阪府立高等学校施設整備事業)	(1) 大阪府立新工業系高等学校（仮称）改築工事請負契約 契約金額 69億6,300万円 請負者 大鉄・名工・中林特定建設工事共同企業体 (2) 大阪府立新工業系高等学校（仮称）改築電気設備工事請負契約 契約金額 12億4,850万円 請負者 大浪電設株式会社
2	工事請負契約締結の件 (大阪府立支援学校施設整備事業)	(1) 大阪府立生野支援学校新築その他電気設備工事（その2）請負契約 契約金額 8億4,337万円 請負者 株式会社エフトリア (2) 大阪府立生野支援学校新築その他機械設備工事（その3）請負契約 契約金額 12億6,830万円 請負者 日比谷総合設備株式会社
3	包括遺贈に係る権利の放棄の件	本府を受遺者とする遺言により生じた包括遺贈に係る権利を放棄することについて議決を求めるもの。 放棄する権利：動産の一部を本府に遺贈する遺言による 包括遺贈に係る権利

番号	件 名	概 要
4	大阪府立富田林支援学校における児童の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	<p>大阪府立富田林支援学校における児童の負傷事故について損害賠償の額を決定し、民法第 695 条の規定により和解するため、議決を求めるもの。</p> <p>内容:府は、相手方に対し本件に関する損害賠償金として、金 1,127,451 円の支払義務があることを認める。</p>
5	指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)	<p>(1) 大阪府立漕艇センター 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで 指定する団体 一般社団法人大阪ボート協会</p> <p>(2) 大阪府立少年自然の家 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から 令和 18 年 3 月 31 日まで 指定する団体 少年自然の家共同事業体</p> <p>(3) 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館及び大阪府立近つ飛鳥博物館 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで 指定する団体 A K N 共同事業体</p>

○条例案

番号	件 名	概 要
1	職員の給与に関する条例等一部改正の件	<p>令和7年10月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>[主な改正内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 初任給及び若年層に重点を置いた給料月額の引上げ 地域手当の支給割合の引上げ <p>大阪府の区域</p> <p>[改正前] 11.8%</p> <p>[改正後] 12.8%</p> <ul style="list-style-type: none"> 期末手当の引上げ <p>[改正前] 1.2500月</p> <p>[改正後] 1.2625月</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤勉手当の引上げ <p>[改正前] 1.0500月</p> <p>[改正後] 1.0625月</p> <p>施行日：公布の日</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職調整額を給料月額の100分の4に相当する額から 給料月額の100分の10に相当する額まで、令和8年 1月1日から100分の1ずつ段階的に引き上げる。 <p>施行日：令和8年1月1日</p> <p>[関係条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の給与に関する条例ほか4条例
2	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件	<p>大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を含む。</p> <p>国家戦略特別区域法の改正により、国家戦略特別区域限定保育士が廃止されたことに伴い、規定の整備等を行う。</p> <p>施行日：公布の日（一部、令和8年3月1日）</p>

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十二条 (初任給調整手当)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二十五万三千百円</p> <p>2 2・二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第十二条 (初任給調整手当)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二十五万一千四百円</p> <p>2 2・二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第十三条の二 (地域手当)</p> <p>2 2 (略)</p> <p>一 大阪府の区域 百分の十一・八</p> <p>二 前項の人事委員会規則で定める地域及び公署 当該地域又は公署の所在する地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して百分の十八を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</p>	<p>第十三条の二 (地域手当)</p> <p>2 2 (略)</p> <p>一 大阪府の区域 百分の十一・八</p> <p>二 前項の人事委員会規則で定める地域及び公署 当該地域又は公署の所在する地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</p>
<p>第十三条の二 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p>	<p>第十三条の二 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p>
<p>第十三条の四 大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署(以下「大阪府の区域等」という。)に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合(これらの場合に在勤する公署が当該異動又は移転の日の前日に在勤していなかった地域又は公署に引き続き六箇月を超えて必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合(同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。)若しくは公署に係る地域手当の支給割合(同項</p>	<p>第十三条の四 大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署(以下「大阪府の区域等」という。)に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が当該異動又は移転の日の前日に在勤していなかった地域又は公署に引き続き六箇月を超えて必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合(同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。)若しくは公署に係る地域手当の支給割合(同項</p>

各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。に達しないこととなるときは(異動等後の支給割合が百分の十二・八未満である場合に限る。)、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大阪府の区域等に該当しないこととなるときは、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかるわらず、当該異動等の日から三年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から三年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。以下同じ。)(異動等前の支給割合が百分の十二・八を超える場合にあつては、百分の十二・八)

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が百分の十二・八を超える場合にあつては、百分の十二・八)に百分の八十を乗じて得た割合

三 当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間(前二号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が百分の十二・八を超える場合にあつては、百分の十二・八)に百分の六十を乗じて得た割合

(通勤手当)	
2	第十四条 (略)
二一	二一 (略)
ハイ・ロ	(略)
五百円	使用距離が片道十キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 七千三
二四百円	使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 一万
ホ	使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一

各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。に達しないこととなるときは(異動等後の支給割合が百分の十二・八未満である場合に限る。)、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大阪府の区域等に該当しないこととなるときは、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかるわらず、当該異動等の日から三年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から三年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。以下同じ。)(異動等前の支給割合が百分の十二・八を超える場合にあつては、百分の十二・八)

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が百分の十二・八を超える場合にあつては、百分の十二・八)に百分の八十を乗じて得た割合

三 当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間(前二号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が百分の十二・八を超える場合にあつては、百分の十二・八)に百分の六十を乗じて得た割合

(通勤手当)	
2	第十四条 (略)
二一	二一 (略)
ハイ・ロ	(略)
五百円	使用距離が片道十キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 七千三
二四百円	使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 一万
ホ	使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一

		ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上 ト 万六千六百円 チ 使用距離が片道三十キロメートル以上 ト 万五千八百円 リ 使用距離が片道四十キロメートル以上 リ 万二千八百円 ヌ 使用距離が片道四十五キロメートル以上 ル 万九千百円 ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上 ヲ 万二千三百円 ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上 ワ 万五千五百円 3-3-7 (略) である職員 三万八千七百円 3-3-7 (略)	ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上 ト 万五千八百円 チ 使用距離が片道三十キロメートル以上 ト 万八千七百円 リ 使用距離が片道四十キロメートル以上 リ 万五千六百円 ヌ 使用距離が片道四十五キロメートル以上 ル 万六千二百円 ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上 ヲ 万八千円 ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上 ワ 万九千八百円 3-3-7 (略) である職員 三万六百円 3-3-7 (略)
2 第二十四条 (略)	2 第二十四条 (略)	宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき六千九百円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、八千一百円)を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。	宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき六千七百円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、七千九百円)を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。
3 (略)	3 (略)		

別表第一から別表第六までを次のように改める。

第二一条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前														
34 1	<p>（義務教育等教員特別手当）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千六百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（義務教育等教員特別手当）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p>														
34 2	<p>（教職調整額）</p> <p>第二十六条の二 義務教育諸学校等（学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校をいう。）に勤務する</p> <p>第二十四条の三第四項の教育職員（高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける者に限り、指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除く。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の一級、二級又は特二級である者には、その者の給料月額の百分の十に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（教職調整額）</p> <p>第二十六条の二 義務教育諸学校等（学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校をいう。）に勤務する</p> <p>第二十四条の三第四項の教育職員（高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける者に限り、指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除く。）のうちその属する職務の級がこれら給料表の一級、二級又は特二級である者には、その者の給料月額の百分の十に相当する額の教職調整額を支給する。</p>														
34 3	<p>附 則</p> <p>33 （略）</p> <p>次の表の上欄に掲げる期間における別表第四イの備考3の適用については、同表の備考3中「30,700円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで</td> <td>15,400円</td> </tr> <tr> <td>令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで</td> <td>26,900円</td> </tr> </table>	令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	11,500円	令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	15,400円	令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	19,200円	令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	23,000円	令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	26,900円	<p>2・3 （略）</p> <p>1 33 （略）</p> <p>次の表の上欄に掲げる期間における別表第四イの備考3の適用については、同表の備考3中「30,700円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで</td> <td>7,700円</td> </tr> </table>	令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	3,800円	令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	7,700円
令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	11,500円															
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	15,400円															
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	19,200円															
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	23,000円															
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	26,900円															
令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	3,800円															
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	7,700円															
35																

36	次の表の上欄に掲げる期間における別表第四の備考2の適用については、同表の備考2中「31,700円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	11,500円	
		令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	15,300円	
		令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	19,200円	
37	次の表の上欄に掲げる期間における別表第四の備考2の適用については、同表の備考2中「24,200円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	11,500円	
		令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	15,600円	
		令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	19,600円	
		令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	23,600円	
		令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	27,700円	
38	(略)			
39	（教職調整額の特例）			
39	次の表の上欄に掲げる期間における第二十一条の三第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	4,000円	
		令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	8,100円	
		令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	12,100円	
		令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	16,100円	
		令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	20,200円	
40	(略)			
40	（略）			
34	(略)			
35	—	40	(略)	

別表第四を次のように改める。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和二十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (期末手当) (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>百分の百二十六・一五</u>を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては百分の百六・一五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては百分の六十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 一四 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・一五」とあるのは「百分の七十一・一五」と、「百分の百六・一五」とあるのは「百分の六十九・一五」と、「額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては百分の六十七・五を乗じて得た額」とあるのは「額」とする。</p> <p>4 一七 (略)</p> <p>4 一七 (略)</p>	<p>第二条 (期末手当) (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>百分の百二十五</u>を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定めた職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては百分の百五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては百分の六十六・一五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 一四 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十一」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十九」と、「額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては百分の六十七・五を乗じて得た額」とあるのは「額」とする。</p>
<p>第五条 (勤勉手当) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ ロ 口に掲げる職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在次項において同じ。)において受ける</p>	<p>第五条 (勤勉手当) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ ロ 口に掲げる職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在次項において同じ。)において受ける</p>

3—6 (略)	べき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百六・二五(特定管理職員にあつては、百分の百二十六・一五)を乗じて得た額の総額	べき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五(特定管理職員にあつては、百分の百二十五)を乗じて得た額の総額
3—6 (略)	べき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百六・二五(特定管理職員にあつては、百分の百二十六・一五)を乗じて得た額の総額	べき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五(特定管理職員にあつては、百分の百二十五)を乗じて得た額の総額

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
2	3	2	3
2	第六条 (給与条例等の適用除外等) 第六条 給与条例第三条から第五条まで、第八条、第十二条から第十二条まで及び第十三条の五並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)第五条の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。	2	第六条 (給与条例等の適用除外等) 第六条 給与条例第三条から第五条まで、第八条、第十二条から第十二条まで、第十三条の五及び附則第十一項の規定並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)第五条の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。
3	3	3	3
6	号給 (略)	6	号給 (略)
1	352,000	1	345,000
2	390,000	2	382,000
3	420,000	3	411,000
1	423,000	1	414,000
2	488,000	2	478,000
3	556,000	3	545,000
4	642,000	4	629,000
5	748,000	5	733,000
6	856,000	6	838,000

用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第二項中「人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職にある職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第三項第一号イ及び同項第二号イ並びに第二十五条の二第二項中「人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

3 用された職員とする。

第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百一十六・五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。

成十三年大阪府条例第七十号)第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第三項第一号イ及び第二十五条の二第二項中「人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の百七十一・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後							改正前												
		(特定任期付職員の給与の特例)							(特定任期付職員の給与の特例)												
		第七条 (略)							第七条 (略)												
2	4	号給	給料月額	1	2	3	4	5	6	7	号給	給料月額									
3	2	第八条 (略)	円	402,000	450,000	506,000	574,000	653,000	763,000	895,000	393,000	440,000									
3	2	特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)第二条第二項及び第五項並びに第五条第二項第一号イの規定の適用については、第二条第二項中「百分の百一十六・一五」とあるのは「百分の九十六・一五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とある。	1	2	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

4 (略)	条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」と、第五条第二項第一号イ中「百分の百六・一五」とあるのは「百分の八十八・七五」とする。	四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」と、第五条第二項第一号イ中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。
----------	---	---

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第六条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
業務	区分	手当の額	業務	区分	手当の額
2 第十八条(教員特殊業務手当) (略)	一 四 従事した時間が四時間以上であるとき。 二 週休日又は指定期間における勤務時間が四十五分未満であるとき。 三 (略)	八〇〇〇円 八〇〇〇円 八〇〇〇円	2 第十八条(教員特殊業務手当) (略)	一 四 従事した時間が四時間以上であるとき。 二 週休日又は指定期間における勤務時間が四十五分未満であるとき。 三 (略)	八〇〇〇円 八〇〇〇円 八〇〇〇円
(略)	四・五 (略)	(略)	(略)	四・六 (略)	(略)

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第六条並びに附則第四項、附則第五項及び附則第六項の規定は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第一条改正後給与条例」という。）、第三条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末勤勉手当条例」という。）、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「新任期付研究員条例」という。）及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（内払）

- 3 第一条改正後給与条例、新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて令和七年四月一日以後の分として支給された給与は、それぞれ第一条改正後給与条例、新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

- 4 令和八年一月一日（以下「切替日」という。）の前日において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第四の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（特定の職員の昇給の号給数の調整）

- 6 切替日以後の昇給において第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第二条改正後給与条例」という。）第五条第九項又は第十項の規定の適用を受ける職員の切替日以後における同条第五項の規定により決定する昇給の号給数については、同条第九項又は第十項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（教職調整額に関する経過措置）

- 7 第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受け

るまでの間における当該者に対する職員の給与に関する条例の規定による教職調整額並びに時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第一条改正後給与条例第二十六条の二第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(委任)

8 附則第二項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第一 行政職給料表(第三条関係)

職務の区分		職務の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号	給	給料月額								
1	195,200	268,800	311,500	363,500	402,500	452,000	521,100	579,500	637,700	692,100
2	196,300	269,900	312,600	365,600	402,500	454,100	521,100	579,500	637,700	692,300
3	197,500	271,000	314,300	367,600	404,700	456,000	521,100	579,500	637,700	692,500
4	198,400	272,000	315,400	369,500	406,900	458,000	521,100	579,500	637,700	692,600
5	199,700	273,200	317,600	371,500	409,100	459,600	521,100	579,500	637,700	692,800
6	200,800	274,100	319,500	373,600	411,500	461,400	521,100	579,500	637,700	693,100
7	201,900	275,200	321,400	375,200	414,000	463,200	521,100	579,500	637,700	693,300
8	203,000	276,500	323,300	377,100	416,500	465,200	521,100	579,500	637,700	693,500
9	204,100	277,500	325,100	379,200	418,700	467,000	521,100	579,500	637,700	693,600
10	205,600	278,200	326,800	381,000	420,800	468,600	521,100	579,500	637,700	693,900
11	206,900	279,300	328,700	382,600	422,700	469,900	521,100	579,500	637,700	694,300
12	208,200	280,400	330,400	384,500	424,700	471,600	521,100	579,500	637,700	694,300
13	209,400	281,200	332,500	386,200	426,700	472,900	521,100	579,500	637,700	694,300
14	211,000	282,200	334,000	388,100	428,600	474,400	521,100	579,500	637,700	694,300
15	212,500	283,200	336,000	389,900	430,300	475,800	521,100	579,500	637,700	694,300
16	213,900	284,300	337,700	391,900	432,300	477,300	521,100	579,500	637,700	694,300
17	214,900	285,100	339,400	394,000	434,200	478,600	521,100	579,500	637,700	694,300
18	216,800	286,600	340,800	395,900	435,900	479,900	521,100	579,500	637,700	694,300
19	218,100	287,900	342,500	397,600	437,500	481,100	521,100	579,500	637,700	694,300
20	219,500	289,100	344,100	399,500	439,200	482,100	521,100	579,500	637,700	694,300
21	221,400	290,600	346,000	401,400	441,000	485,900	521,100	579,500	637,700	694,300
22	224,100	291,700	348,000	403,000	442,600	483,300	521,100	579,500	637,700	694,300
23	226,700	292,900	349,000	404,400	444,000	483,700	521,100	579,500	637,700	694,300
24	229,200	294,000	351,500	406,100	445,600	484,100	521,100	579,500	637,700	694,300
25	231,900	295,400	353,200	407,800	447,000	484,300	521,100	579,500	637,700	694,300
26	233,500	296,800	355,000	409,100	448,200	484,700	521,100	579,500	637,700	694,300
27	235,200	297,900	356,800	410,500	450,300	485,100	521,100	579,500	637,700	694,300
28	236,800	299,300	358,600	411,900	450,500	485,600	521,100	579,500	637,700	694,300
29	238,100	300,500	360,100	413,300	451,600	486,200	521,100	579,500	637,700	694,300
30	238,500	301,500	361,800	414,500	452,900	486,600	521,100	579,500	637,700	694,300
31	239,300	302,700	363,400	415,500	454,100	487,100	521,100	579,500	637,700	694,300
32	240,000	303,900	365,000	416,700	455,400	487,400	521,100	579,500	637,700	694,300
33	240,800	305,300	366,600	417,700	456,300	487,900	521,100	579,500	637,700	694,300
34	241,400	306,800	368,300	418,800	457,100	488,200	521,100	579,500	637,700	694,300
35	242,000	308,200	369,600	419,800	457,700	488,600	521,100	579,500	637,700	694,300
36	242,800	309,700	371,000	420,900	458,200	489,000	521,100	579,500	637,700	694,300
37	243,600	311,000	372,500	421,800	458,600	489,300	521,100	579,500	637,700	694,300
38	244,400	312,400	373,000	422,500	459,000	489,700	521,100	579,500	637,700	694,300
39	245,600	313,800	374,000	423,200	459,300	490,100	521,100	579,500	637,700	694,300
40	246,400	315,100	375,900	423,900	460,500	490,500	521,100	579,500	637,700	694,300
41	249,200	316,600	377,000	424,600	460,000	490,800	521,100	579,500	637,700	694,300
42	250,800	318,100	377,800	425,300	460,300	491,100	521,100	579,500	637,700	694,300
43	252,400	319,400	378,800	425,900	460,600	491,400	521,100	579,500	637,700	694,300
44	254,600	320,400	379,000	426,300	460,900	491,700	521,100	579,500	637,700	694,300
45	255,100	322,100	380,400	426,700	461,100	492,000	521,100	579,500	637,700	694,300
46	256,500	323,500	381,200	426,900	461,300	492,200	521,100	579,500	637,700	694,300
47	258,100	324,800	381,900	427,100	461,500	492,300	521,100	579,500	637,700	694,300
48	259,700	326,200	382,900	427,300	461,700	492,500	521,100	579,500	637,700	694,300
49	260,700	327,300	383,600	427,500	461,900	492,700	521,100	579,500	637,700	694,300
50	261,700	328,500	384,100	427,700	462,100	493,000	521,100	579,500	637,700	694,300
51	262,800	329,600	384,000	427,900	462,300	493,200	521,100	579,500	637,700	694,300
52	263,900	331,000	385,000	428,100	462,500	493,500	521,100	579,500	637,700	694,300
53	265,100	332,300	385,300	428,400	462,700	493,800	521,100	579,500	637,700	694,300
54	266,000	333,600	385,900	428,800	463,000	494,200	521,100	579,500	637,700	694,300
55	267,100	334,900	386,400	429,100	463,300	494,600	521,100	579,500	637,700	694,300
56	268,500	336,100	386,900	429,400	463,600	495,000	521,100	579,500	637,700	694,300
57	269,300	337,300	387,200	429,100	463,900	495,300	521,100	579,500	637,700	694,300
58	270,100	338,200	387,900	429,300	464,100	495,500	521,100	579,500	637,700	694,300
59	271,000	339,100	388,600	429,500	464,300	495,700	521,100	579,500	637,700	694,300
60	271,800	340,000	388,300	429,700	464,500	496,000	521,100	579,500	637,700	694,300
61	272,500	341,500	389,500	429,900	464,800	496,300	521,100	579,500	637,700	694,300
62	273,100	341,500	389,600	430,100	465,000	496,500	521,100	579,500	637,700	694,300
63	273,700	342,300	391,200	430,400	465,300	496,800	521,100	579,500	637,700	694,300
64	274,500	343,100	391,900	430,500	465,500	497,000	521,100	579,500	637,700	694,300

別表第二 研究職給料表 (第三条関係)

職員の区分	職務の級号	1級		2級		3級		4級	
		給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額
133	311,100								
134	311,300								
135	311,500								
136	311,700								
137	311,900								
138	312,100								
139	312,300								
140	312,500								
141	312,700								
142	312,900								
143	313,100								
144	313,300								
145	313,500								
146	313,700								
147	313,900								
148	314,100								
149	314,300								
150	314,500								
151	314,700								
152	314,900								
153	315,100								
154	315,300								
155	315,500								
156	315,700								
157	315,900								
定年前任用時間	基準給料額	基準給料月額	基準給料額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
228,100	255,200	278,900	305,600	374,800	391,500	408,300	461,500		
備考	この表は、他の給料表との適用を受けない会員の職員(例則第3条に規定する職員を除く)に適用する表の表の額は、この表の額に5,000円を加算した額となる。								
2	職務のうち、本部の部長その他の人事委員会規則で定めるものに該当する職員の額は、この表の額となる。								
37									

職員の区分	職務の級号	1級		2級		3級		4級	
		給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額
133	311,100								
134	311,300								
135	311,500								
136	311,700								
137	311,900								
138	312,100								
139	312,300								
140	312,500								
141	312,700								
142	312,900								
143	313,100								
144	313,300								
145	313,500								
146	313,700								
147	313,900								
148	314,100								
149	314,300								
150	314,500								
151	314,700								
152	314,900								
153	315,100								
154	315,300								
155	315,500								
156	315,700								
157	315,900								

備考 1 この表は、他の給料表との適用を受けない会員の職員(例則第3条に規定する職員を除く)に適用する表の表の額は、この表の額に5,000円を加算した額となる。

2 職務のうち、本部の部長その他の人事委員会規則で定めるものに該当する職員の額は、この表の額となる。

38	272,400	390,700	426,100	511,900	464,300
39	274,100	392,000	427,600	514,100	464,700
40	275,700	393,200	429,100	516,400	464,900
41	276,900	394,200	430,500	518,900	464,900
42	279,800	395,400	431,900	520,800	464,900
43	282,600	396,700	433,200	522,500	464,900
44	285,400	397,900	434,500	524,400	464,900
45	287,800	399,000	436,100	526,100	464,900
46	289,800	400,000	437,600	527,400	464,900
47	291,700	401,000	439,200	528,500	464,900
48	293,600	402,000	440,800	529,700	464,900
49	295,500	402,900	441,900	531,000	464,900
50	297,600	403,700	443,400	532,200	464,900
51	299,700	404,300	444,900	533,200	464,900
52	301,800	404,900	446,400	534,400	464,900
53	303,700	405,500	447,900	535,400	464,900
54	305,200	406,300	449,300	536,100	464,900
55	306,700	407,100	450,700	536,700	464,900
56	308,200	407,900	452,000	537,400	464,900
57	309,700	408,400	453,100	538,000	464,900
58	311,000	409,200	454,300	538,600	464,900
59	312,400	410,000	455,400	539,200	464,900
60	313,800	410,800	456,500	539,800	464,900
61	315,100	411,500	457,400	540,600	464,900
62	316,100	412,200	458,000	541,200	464,900
63	317,200	412,900	458,600	541,800	464,900
64	318,200	413,600	459,200	542,400	464,900
65	318,700	414,100	459,600	543,200	464,900
66	319,200	414,700	460,100	543,800	464,900
67	319,700	415,300	460,500	544,500	464,900
68	320,100	415,900	461,000	545,300	464,900
69	320,500	416,500	461,200	546,200	464,900
70	321,000	416,700	461,600	546,900	464,900
71	321,500	416,900	462,000	547,600	464,900
72	322,000	417,200	462,400	548,300	464,900
73	322,400	417,400	462,600	549,100	464,900
74	322,900	417,700	462,800	549,800	464,900
75	323,400	418,000	463,100	550,500	464,900
76	323,900	418,400	463,400	551,200	464,900
77	324,300	418,700	463,600	551,900	464,900
78	325,000	418,900	463,900	552,600	464,900

職員の区分	職務の級号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	324,800	433,300	435,200	435,800	456,800	603,600	638,300				
2	327,300	435,100	436,600	437,100	458,800	603,600	638,300				
3	329,800	437,100	438,900	438,900	462,400						
4	332,300	438,900	440,700	440,700	463,900						
5	334,600	440,700	442,600	442,600	466,200						
6	337,300	442,600	444,400	444,400	468,300						
7	339,900	446,200	446,200	446,200	470,500						
8	342,500	447,800	447,800	447,800	472,200						
9	345,200	449,800	449,800	449,800	474,100						
10	348,600	451,700	451,700	451,700	476,000						
11	352,200	453,600	453,600	453,600	477,800						
12	355,800	455,100	455,100	455,100	479,500						
13	359,400	456,600	456,600	456,600	481,300						
14	363,400	458,100	458,100	458,100	482,900						
15	367,500	459,600	459,600	459,600	484,500						
16	371,400	461,200	461,200	461,200	486,000						
17	374,600	462,500	462,500	462,500	487,800						
18	378,900	463,700	463,700	463,700	489,600						
19	383,100	465,000	465,000	465,000	491,300						
20	387,400	466,300	466,300	466,300	493,000						
21	391,300	467,800	467,800	467,800	494,900						
22	394,300	469,300	469,300	469,300	496,900						
23	397,400	470,800	470,800	470,800	498,900						
24	400,500	472,300	472,300	472,300	500,700						
25	402,700	473,900	473,900	473,900	502,700						
26	404,500	475,500	475,500	475,500	504,700						
27	406,200	477,100	477,100	477,100	506,800						
28	408,000	478,600	478,600	478,600	508,900						
29	409,800	480,200	480,200	480,200	510,700						
30	410,500	481,800	481,800	481,800	512,500						
31	411,200	483,500	483,500	483,500	514,300						
32	411,900	485,200	485,200	485,200	516,000						
33	412,500	486,400	486,400	486,400	517,600						
34	413,200	487,600	487,600	487,600	519,300						
35	413,900	488,800	488,800	488,800	521,000						
36	414,700	489,900	489,900	489,900	522,600						
37	415,500	491,400	491,400	491,400	523,900						
38	416,300	492,900	492,900	492,900	525,200						
39	417,100	494,400	494,400	494,400	526,700						
40	417,900	495,800	495,800	495,800	528,100						

別表第三 医療職給料表 (第三条關係) イ 医療職給料表 (一)

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に從事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

定年・前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	419,200	419,700	496,700	529,500
42	43	44	45	46
	530,900	497,600	488,600	499,600
	532,200	420,200	420,700	421,200
	533,500	533,500	500,500	535,100
	536,700	501,400	501,400	501,400
	538,300	502,300	503,100	503,700
	539,800	539,800	504,300	504,300
	541,000	541,000	542,200	542,200
	543,400	504,900	504,900	504,900
	544,600	505,500	505,500	505,500
	545,700	506,100	506,100	506,100
	546,700	506,700	506,700	506,700
	547,700	507,300	507,300	507,300
	548,700	507,900	507,900	507,900
	549,600	508,400	508,400	508,400
	550,500	508,800	508,800	508,800
	551,400	509,200	509,200	509,200
	552,100	509,500	509,500	509,500
	552,700	510,100	510,100	510,100
	553,400	510,700	510,700	510,700
	554,000	511,300	511,300	511,300
	554,700	511,700	511,700	511,700
	555,400	512,300	512,300	512,300
	556,200	512,900	512,900	512,900
	557,000	513,500	513,500	513,500
	557,900	514,000	514,000	514,000
	558,600	514,600	514,600	514,600
	559,300	515,200	515,200	515,200
	560,000	515,800	515,800	515,800
	560,500	516,000	516,000	516,000
	561,000	516,200	516,200	516,200
	561,300	516,400	516,400	516,400
	561,600	516,600	516,600	516,600
	562,000	516,800	516,800	516,800
	562,600	517,000	517,000	517,000
	563,100	517,200	517,200	517,200
	563,600	517,400	517,400	517,400
	564,000	517,600	517,600	517,600
	564,600	517,800	517,800	517,800
	565,200	518,000	518,000	518,000
	565,800	518,200	518,200	518,200
	566,000	518,400	518,400	518,400
	566,300	518,600	518,600	518,600
	566,600	518,800	518,800	518,800
	566,900	519,000	519,000	519,000
	567,200	519,200	519,200	519,200

備考
 1 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 職務の級が5級である職員のうち、本庁の部長であるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

定年・前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	419,200	419,700	496,700	529,500
42	43	44	45	46
	530,900	497,600	488,600	499,600
	532,200	420,200	420,700	421,200
	533,500	533,500	500,500	535,100
	536,700	501,400	501,400	501,400
	538,300	502,300	503,100	503,700
	539,800	503,100	504,300	504,300
	541,000	504,300	504,300	504,300
	543,400	504,900	504,900	504,900
	544,600	505,500	505,500	505,500
	545,700	506,100	506,100	506,100
	546,700	506,700	506,700	506,700
	547,700	507,300	507,300	507,300
	548,700	507,900	507,900	507,900
	549,600	508,400	508,400	508,400
	550,500	508,800	508,800	508,800
	551,400	509,200	509,200	509,200
	552,100	509,500	509,500	509,500
	552,700	510,100	510,100	510,100
	553,400	510,700	510,700	510,700
	554,000	511,300	511,300	511,300
	554,700	511,700	511,700	511,700
	555,400	512,300	512,300	512,300
	556,200	512,900	512,900	512,900
	557,000	513,500	513,500	513,500
	557,900	514,000	514,000	514,000
	558,600	514,600	514,600	514,600
	559,300	515,200	515,200	515,200
	560,000	515,800	515,800	515,800
	560,500	516,000	516,000	516,000
	561,000	516,200	516,200	516,200
	561,300	516,400	516,400	516,400
	561,600	516,600	516,600	516,600
	562,000	516,800	516,800	516,800
	562,600	517,000	517,000	517,000
	563,100	517,200	517,200	517,200
	563,600	517,400	517,400	517,400
	564,000	517,600	517,600	517,600
	564,600	517,800	517,800	517,800
	565,200	518,000	518,000	518,000
	565,800	518,200	518,200	518,200
	566,000	518,400	518,400	518,400
	566,300	518,600	518,600	518,600
	566,600	518,800	518,800	518,800
	566,900	519,000	519,000	519,000
	567,200	519,200	519,200	519,200

口 医療報酬料表(二)		職員の報酬の級号					職員の区分				
給料月額	1級	2級	3級	4級	5級	給料月額	1級	2級	3級	4級	5級
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	202,300	286,800	326,900	376,900	396,700					
	2	203,700	287,600	328,800	378,600	399,000					
	3	205,100	288,400	330,600	380,400	401,300					
	4	206,500	289,100	332,400	382,200	403,600					
	5	207,700	289,600	334,300	384,000	406,000					
	6	209,600	290,100	336,200	386,100	408,500					
	7	211,400	290,600	338,100	388,100	411,000					
	8	213,200	291,100	339,900	390,100	413,500					
	9	214,800	291,600	341,600	392,100	416,100					
	10	216,400	292,300	343,200	394,200	418,300					
	11	218,100	293,000	344,700	396,200	420,600					
	12	219,600	293,700	346,300	398,200	422,900					
	13	220,900	294,200	347,800	400,000	424,800					
	14	223,000	295,500	349,600	401,800	426,800					
	15	225,000	296,800	351,400	403,300	428,600					
	16	227,000	298,000	353,200	405,000	430,600					
	17	228,900	299,200	355,100	406,700	432,300					
	18	230,800	300,300	356,900	408,200	434,300					
	19	232,700	301,500	358,700	409,700	436,300					
	20	234,500	302,600	360,400	411,200	438,400					
	21	236,400	303,700	362,100	412,600	440,200					
	22	238,900	304,900	363,500	413,900	441,800					
	23	239,500	306,100	365,000	415,100	443,200					
	24	241,000	307,300	366,500	416,400	444,800					
	25	246,500	308,400	368,000	417,300	446,400					
	26	247,100	309,700	369,500	418,500	447,700					
	27	247,900	311,000	371,000	419,700	449,000					
	28	248,600	312,200	372,500	420,900	450,300					
	29	249,300	313,400	373,900	421,800	451,500					
	30	250,000	314,900	375,200	422,600	452,500					
	31	250,700	316,400	376,500	423,400	453,500					
	32	251,400	317,800	377,800	424,200	454,500					
	33	252,100	319,200	379,000	424,700	455,500					
	34	252,800	320,700	380,000	425,300	456,500					
	35	253,500	322,100	381,000	425,900	457,500					
	36	254,300	323,400	382,000	426,400	458,300					
	37	254,900	324,700	382,900	426,900	459,000					
	38	256,000	326,100	383,600	426,800	459,400					
	39	257,100	327,500	384,400	427,900	459,800					
	40	258,200	328,900	385,200	427,200	460,100					
	41	259,400	330,300	385,900	427,400	460,300					
	42	260,500	331,600	386,900	427,700	460,500					
	43	261,600	332,900	387,900	427,900	460,700					
	44	262,800	334,200	388,900	428,100	460,900					
	45	263,500	335,400	389,600	428,300	461,100					

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

46	264,400	336,500	390,500	428,500
47	265,200	337,600	391,400	428,700
48	266,000	338,800	392,300	428,900
49	266,800	340,000	392,800	429,100
50	267,600	340,900	393,600	429,300
51	268,400	341,800	394,400	429,500
52	269,200	342,800	395,200	429,800
53	270,100	343,600	395,700	430,000
54	270,700	344,500	396,400	430,300
55	271,300	345,300	397,100	430,500
56	271,900	346,100	397,800	430,700
57	272,600	346,700	398,400	430,900
58	273,500	347,500	399,100	431,100
59	274,300	348,300	399,700	431,300
60	275,100	349,000	400,200	431,500
61	275,800	349,500	400,400	431,700
62	276,700	350,100	400,800	
63	277,500	350,700	401,100	
64	278,300	351,300	401,400	
65	279,100	351,700	401,800	
66	280,000	352,400	402,200	
67	280,900	353,100	402,500	
68	281,800	353,800	402,800	
69	282,700	354,300	403,100	
70	283,600	354,900	403,500	
71	284,400	355,500	404,000	
72	285,200	356,100	404,400	
73	285,800	356,400	404,600	
74	286,500	357,000	404,900	
75	287,200	357,600	405,200	
76	287,900	358,200	405,500	
77	288,500	358,400	405,800	
78	289,400	358,900	406,100	
79	290,200	359,400	406,400	
80	290,900	359,900	406,700	
81	291,600	361,400	408,200	
82	292,300	360,500	408,400	
83	292,900	360,900	407,600	
84	293,500	361,200	407,900	
85	294,100	361,400	408,200	
86	294,800	361,800	408,400	
87	295,500	362,200	408,600	
88	296,100	362,600	408,800	
89	296,800	363,100	409,000	
90	297,500	363,500		
91	298,200	363,900		
92	298,900	364,200		
93	299,500	364,400		
94	300,100	364,700		

95	300, 600	365, 000
96	301, 100	365, 200
97	301, 700	365, 400
98	302, 100	365, 600
99	302, 500	365, 800
100	302, 800	366, 000
101	303, 100	366, 200
102	303, 500	366, 400
103	303, 900	366, 600
104	304, 300	366, 800
105	304, 500	367, 000
106	304, 700	
107	304, 900	
108	305, 100	
109	305, 400	
110	305, 600	
111	305, 800	
112	306, 000	
113	306, 200	
114	306, 400	
115	306, 600	
116	306, 800	
117	307, 000	
118	307, 200	
119	307, 400	
120	307, 600	
121	307, 800	
122	308, 000	
123	308, 200	
124	308, 400	
125	308, 600	
126	308, 800	
127	309, 000	
128	309, 200	
129	309, 400	
130	309, 600	
131	309, 800	
132	310, 000	
133	310, 200	
134	310, 400	
135	310, 600	
136	310, 800	
137	311, 000	
138	311, 200	
139	311, 400	
140	311, 600	
141	311, 800	
142	312, 000	
143	312, 200	

144	312,400	定年前 後再任用 短時間 勤務職 員
145	312,600	
146	312,800	
147	313,000	
148	313,200	
149	313,400	
150	313,600	
151	313,800	
152	314,000	
153	314,200	
154	314,400	
155	314,600	
156	314,800	
157	315,000	

参考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額									
1	222,300	285,400	303,500	329,800	355,900	355,900	355,900	355,900	355,900	355,900	355,900
2	223,700	286,900	304,200	330,900	357,900	357,900	357,900	357,900	357,900	357,900	357,900
3	225,200	288,400	305,100	332,200	359,900	359,900	359,900	359,900	359,900	359,900	359,900
4	226,600	289,800	305,900	333,500	361,900	361,900	361,900	361,900	361,900	361,900	361,900
5	228,000	290,900	306,600	334,700	363,700	363,700	363,700	363,700	363,700	363,700	363,700
6	229,500	291,400	307,600	336,200	365,700	365,700	365,700	365,700	365,700	365,700	365,700
7	231,000	291,800	308,800	337,800	367,800	367,800	367,800	367,800	367,800	367,800	367,800
8	232,500	292,200	309,900	339,400	369,700	369,700	369,700	369,700	369,700	369,700	369,700
9	233,700	292,500	310,800	341,000	371,700	371,700	371,700	371,700	371,700	371,700	371,700
10	235,300	292,700	311,600	342,300	373,300	373,300	373,300	373,300	373,300	373,300	373,300
11	236,800	293,100	312,400	343,600	374,800	374,800	374,800	374,800	374,800	374,800	374,800
12	238,300	293,600	313,300	344,900	376,300	376,300	376,300	376,300	376,300	376,300	376,300
13	239,900	293,800	314,400	346,200	378,200	378,200	378,200	378,200	378,200	378,200	378,200
14	242,000	294,000	315,300	347,600	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
15	244,000	294,300	316,400	349,000	381,900	381,900	381,900	381,900	381,900	381,900	381,900
16	246,200	294,600	317,500	350,500	383,800	383,800	383,800	383,800	383,800	383,800	383,800
17	257,900	294,800	318,400	352,000	385,600	385,600	385,600	385,600	385,600	385,600	385,600
18	260,400	295,000	319,400	353,500	387,500	387,500	387,500	387,500	387,500	387,500	387,500
19	262,600	295,200	320,600	354,900	389,200	389,200	389,200	389,200	389,200	389,200	389,200
20	264,900	295,400	321,800	356,200	391,200	391,200	391,200	391,200	391,200	391,200	391,200
21	267,200	295,600	322,900	357,600	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000
22	268,600	296,100	324,300	358,900	395,000	395,000	395,000	395,000	395,000	395,000	395,000
23	269,900	296,800	325,800	360,200	396,800	396,800	396,800	396,800	396,800	396,800	396,800
24	271,200	297,300	327,200	361,500	398,800	398,800	398,800	398,800	398,800	398,800	398,800
25	272,500	297,800	328,400	363,200	400,700	400,700	400,700	400,700	400,700	400,700	400,700
26	272,700	298,700	329,700	364,800	402,300	402,300	402,300	402,300	402,300	402,300	402,300
27	272,900	299,700	330,800	366,400	403,800	403,800	403,800	403,800	403,800	403,800	403,800
28	273,100	300,700	331,900	368,000	405,300	405,300	405,300	405,300	405,300	405,300	405,300
29	273,300	301,500	333,100	369,500	407,000	407,000	407,000	407,000	407,000	407,000	407,000
30	273,700	302,300	334,400	371,100	408,900	408,900	408,900	408,900	408,900	408,900	408,900
31	274,100	303,100	337,700	372,600	419,600	419,600	419,600	419,600	419,600	419,600	419,600
32	274,500	304,000	337,000	374,200	421,600	421,600	421,600	421,600	421,600	421,600	421,600
33	274,800	304,900	338,200	375,500	414,300	423,100	423,100	423,100	423,100	423,100	423,100
34	275,400	305,800	339,400	376,800	416,000	424,900	424,900	424,900	424,900	424,900	424,900
35	276,000	306,700	340,700	378,200	417,800	426,700	426,700	426,700	426,700	426,700	426,700
36	276,600	307,600	341,800	379,700	419,600	420,800	420,800	420,800	420,800	420,800	420,800
37	277,200	308,400	342,800	381,200	421,300	421,300	421,300	421,300	421,300	421,300	421,300
38	278,400	309,100	343,800	382,200	423,100	423,100	423,100	423,100	423,100	423,100	423,100
39	279,700	309,800	344,900	383,400	424,900	424,900	424,900	424,900	424,900	424,900	424,900
40	281,100	310,600	345,900	384,500	426,700	426,700	426,700	426,700	426,700	426,700	426,700
41	282,900	311,500	347,100	385,800	428,300	428,300	428,300	428,300	428,300	428,300	428,300
42	283,600	312,500	348,200	387,200	429,800	429,800	429,800	429,800	429,800	429,800	429,800
43	284,300	313,800	349,400	388,500	431,400	431,400	431,400	431,400	431,400	431,400	431,400
44	285,000	315,100	350,600	389,800	433,000	433,000	433,000	433,000	433,000	433,000	433,000
45	285,500	316,200	351,800	391,200	434,100	434,100	434,100	434,100	434,100	434,100	434,100
46	285,800	317,300	353,000	392,400	435,300	435,300	435,300	435,300	435,300	435,300	435,300

定年 前
再任用
短時間
勤務職員
員以外
の職員

47	286,100	318,300	354,200	393,600	436,500
48	286,400	319,200	355,500	394,800	437,700
49	286,800	320,000	356,200	395,900	438,900
50	287,000	321,100	357,400	396,900	440,100
51	287,200	322,200	358,500	397,900	441,300
52	287,400	323,300	359,600	398,900	442,500
53	287,700	324,400	360,600	399,700	443,500
54	287,900	325,400	361,500	400,400	444,500
55	288,100	326,500	362,500	401,100	445,500
56	288,300	327,400	363,400	401,600	446,400
57	288,500	328,500	364,500	402,000	447,200
58	289,100	329,500	365,700	402,300	447,900
59	289,600	330,500	366,900	402,700	448,600
60	290,100	331,400	368,100	403,100	449,200
61	290,700	332,500	368,900	403,400	449,700
62	291,500	333,400	369,700	403,700	450,200
63	292,300	334,500	371,100	404,100	450,700
64	293,100	335,600	372,200	404,500	451,100
65	293,800	336,500	373,300	404,800	451,400
66	294,600	337,600	374,100	405,100	451,800
67	295,400	338,700	375,100	405,400	452,200
68	296,200	339,800	376,200	405,700	452,500
69	297,000	340,500	377,100	405,900	452,800
70	298,000	341,500	378,900	406,300	453,300
71	299,000	342,400	379,700	406,700	453,700
72	300,000	343,300	379,500	407,500	454,500
73	300,900	344,300	380,300	408,300	455,300
74	301,600	345,100	380,900	409,900	456,900
75	302,400	346,000	381,200	410,700	457,700
76	303,200	346,900	381,700	411,200	458,200
77	304,000	347,800	382,100	412,100	459,100
78	305,100	349,000	383,100	413,100	460,100
79	306,200	350,200	383,200	414,200	461,200
80	307,300	351,400	383,300	415,300	462,300
81	308,300	352,500	383,700	416,300	463,700
82	309,300	353,600	384,600	417,600	464,600
83	310,300	354,700	385,700	418,700	465,700
84	311,300	355,800	386,800	419,800	466,800
85	312,200	356,800	387,800	420,800	467,800
86	313,300	357,800	388,800	421,800	468,800
87	314,400	358,800	389,800	422,800	469,800
88	315,500	359,800	390,800	423,800	470,800
89	316,700	360,600	391,700	424,700	471,700
90	317,700	361,300	392,300	425,300	472,300
91	318,700	362,100	393,100	426,100	473,100
92	319,600	362,900	394,900	427,900	474,900
93	320,400	363,600	395,600	428,600	475,600
94	321,300	364,200	396,200	429,200	476,200
95	322,200	364,800	396,800	429,800	476,800
96	323,000	365,4			

97	323,900	365,800	387,300	346,400
98	324,800	366,300	387,500	346,700
99	325,800	366,700	387,700	347,000
100	326,800	367,200	387,900	347,200
101	327,700	367,700	388,100	347,400
102	328,800	368,000	388,300	347,600
103	329,800	368,400	388,500	347,800
104	330,700	368,800	388,700	348,000
105	331,300	369,300	388,900	348,200
106	331,900	369,700		
107	332,400	370,100		
108	333,000	370,500		
109	333,500	370,800		
110	333,900	371,200		
111	334,300	371,600		
112	334,600	372,000		
113	334,900	372,300		
114	335,400	372,600		
115	335,900	372,900		
116	336,400	373,200		
117	336,900	373,500		
118	337,400	373,800		
119	337,900	374,100		
120	338,400	374,400		
121	338,800	374,700		
122	339,200	375,000		
123	339,500	375,200		
124	339,800	375,400		
125	340,000	375,600		
126	340,300			
127	340,600			
128	340,900			
129	341,300			
130	341,600			
131	341,900			
132	342,200			
133	342,400			
134	342,700			
135	343,000			
136	343,300			
137	343,500			
138	343,800			
139	344,100			
140	344,400			
141	344,600			
142	344,900			
143	345,200			
144	345,500			
145	345,800			
146	346,100			

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

定年前提 再任用 対象時間 勤務職 員	165	350,200	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
	271,100	277,900	288,400	305,100	342,800	

別表第四 教育職給料表 (第三条関係)
高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級号	1 級		2 級		特2級		3 級		4 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	1	214,600	249,800	313,300	417,900	487,800	550	50	50	282,400	330,900
2	2	216,100	252,600	315,200	419,300	489,300	500	51	51	283,200	332,900
3	3	217,600	255,300	317,100	420,700	490,800	500	52	52	284,000	334,800
4	4	219,100	257,900	319,000	422,100	492,300	500	53	53	284,700	336,700
5	5	221,000	260,700	320,900	423,600	493,700	500	54	54	285,300	338,700
6	6	222,900	262,300	322,100	424,900	494,500	500	55	55	286,000	340,700
7	7	224,800	263,900	323,300	426,300	495,300	500	56	56	286,600	342,600
8	8	226,700	265,400	324,600	427,700	496,000	500	57	57	287,200	344,500
9	9	228,600	266,900	325,900	428,900	496,900	500	58	58	287,900	346,200
10	10	230,700	267,300	328,000	430,200	497,700	500	59	59	288,700	347,900
11	11	232,700	267,800	330,000	431,600	498,500	500	60	60	289,400	349,600
12	12	234,600	268,300	332,000	433,000	499,300	500	61	61	290,200	351,400
13	13	236,400	268,800	333,700	434,100	499,900	500	62	62	291,000	353,300
14	14	238,900	269,700	335,300	435,600	500,700	500	63	63	291,800	355,200
15	15	241,300	270,600	337,800	437,100	501,500	500	64	64	292,500	357,100
16	16	243,800	271,500	339,800	438,700	502,300	500	65	65	293,400	359,000
17	17	246,300	272,400	342,000	440,300	503,200	500	66	66	294,400	360,800
18	18	248,900	273,600	343,900	441,800	504,000	500	67	67	295,400	362,700
19	19	251,300	274,800	346,000	443,400	504,600	500	68	68	296,200	364,800
20	20	253,700	275,900	348,100	445,000	505,200	500	69	69	297,100	366,400
21	21	256,100	276,700	350,200	446,600	505,800	500	70	70	297,900	368,200
22	22	257,700	279,300	352,100	448,200	506,400	500	71	71	298,800	369,100
23	23	259,200	282,000	354,000	449,800	507,000	500	72	72	299,500	370,500
24	24	260,700	284,700	355,800	451,300	507,600	500	73	73	300,300	373,900
25	25	262,100	287,300	357,600	452,800	508,200	500	74	74	301,000	375,800
26	26	262,500	289,400	359,300	454,100	508,800	500	75	75	301,700	377,700
27	27	262,900	291,400	360,900	455,400	509,400	500	76	76	302,500	379,600
28	28	263,300	293,300	362,500	456,700	510,000	500	77	77	303,300	381,500
29	29	263,600	294,900	364,200	458,100	510,600	500	78	78	304,000	383,300
30	30	264,300	296,600	366,000	459,300	510,800	500	79	79	304,800	385,100
31	31	264,900	298,300	367,800	460,400	510,400	500	80	80	305,600	387,000
32	32	265,600	300,100	369,600	461,600	510,000	500	81	81	306,400	389,000
33	33	266,300	301,800	371,400	462,900	510,600	500	82	82	307,300	390,600
34	34	267,400	303,700	373,200	464,100	511,400	500	83	83	308,200	392,200
35	35	268,400	305,600	375,000	465,500	512,800	500	84	84	309,000	393,800
36	36	269,400	307,500	376,800	467,000	514,400	500	85	85	309,600	395,500
37	37	269,900	309,300	378,500	468,400	515,200	500	86	86	310,400	396,900
38	38	271,400	310,500	380,200	469,900	516,000	500	87	87	311,100	398,300
39	39	272,900	311,700	382,100	471,400	517,800	500	88	88	311,900	399,700
40	40	274,400	312,800	383,900	472,900	518,400	500	89	89	312,800	401,000
41	41	276,200	313,900	385,900	474,300	519,600	500	90	90	313,600	402,300
42	42	276,800	315,900	387,700	475,200	520,400	500	91	91	314,500	403,600
43	43	277,400	317,900	389,700	476,100	521,200	500	92	92	315,400	404,900
44	44	278,100	319,800	391,600	477,000	522,100	500				

45	45	278,700	321,500	393,600	477,600
46	46	279,500	323,400	395,400	478,500
47	47	280,300	325,300	397,300	479,400
48	48	281,000	327,200	399,100	480,100
49	49	281,700	328,900	401,100	480,600
50	50	282,400	330,900	402,800	481,100
51	51	283,200	332,900	404,500	481,600
52	52	284,000	334,800	406,300	482,100
53	53	284,700	336,700	407,900	482,500
54	54	285,300	338,700	409,500	483,100
55	55	286,000	340,700	411,100	483,500
56	56	286,600	342,600	412,700	483,900
57	57	287,200	344,500	414,300	484,200
58	58	287,900	346,200	415,600	484,600
59	59	288,700	347,900	416,900	485,000
60	60	289,400	349,600	418,200	485,400
61	61	290,200	351,400	419,400	485,800
62	62	291,000	353,300	420,600	
63	63	291,800	355,200	421,900	
64	64	292,500	357,100	423,200	
65	65	293,400	359,000	424,300	
66	66	294,400	360,800	425,700	
67	67	295,400	362,700	427,000	
68	68	296,200	364,800	428,400	
69	69	297,100	366,400	429,800	
70	70	297,900	368,200	431,200	
71	71	298,800	369,100	432,600	
72	72	299,500	370,000	434,000	
73	73	300,300	373,900	435,200	
74	74	301,000	375,800	436,600	
75	75	301,700	377,700	438,000	
76	76	302,500	379,600	439,400	
77	77	303,300	381,500	440,600	
78	78	304,000	383,300	441,700	
79	79	304,800	385,100	442,900	
80	80	305,600	387,000	444,000	
81	81	306,400	389,000	445,000	
82	82	307,300	390,600	445,700	
83	83	308,200	392,200	446,400	
84	84	309,000	393,800	447,100	
85	85	309,600	395,500	447,700	
86	86	310,400	396,900	448,400	
87	87	311,100	398,300	449,100	
88	88	311,900	399,700	449,800	
89	89	312,800	401,000	450,300	
90	90	313,600	402,300	450,900	
91	91	314,500	403,600	451,500	
92	92	315,400	404,900	452,100	

定年後再任用

短時間勤務

勤務職員以外

の職員

口 小学校・中学校教育職給料表

職員区分	職務の級号	給料月額	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	給料月額
			円	円	円	円	円	円
1	214,600	231,500	313,300	403,000	453,200	493,000	533,000	573,000
2	216,100	233,600	315,200	404,400	454,200	494,400	534,400	574,400
3	217,600	235,700	317,100	405,700	455,200	495,700	535,700	575,700
4	219,100	237,700	319,000	407,000	456,400	496,400	536,400	576,400
5	221,000	239,700	320,900	408,300	457,400	497,400	537,400	577,400
6	222,900	242,200	322,100	409,800	458,300	498,300	538,300	578,300
7	224,800	244,600	323,300	411,200	459,100	499,100	539,100	579,100
8	226,700	247,000	324,600	412,700	460,000	499,700	539,700	579,700
9	228,600	249,800	325,900	414,200	461,100	499,200	539,200	579,200
10	230,700	252,600	328,000	415,600	461,900	499,600	539,600	579,600
11	232,700	255,300	330,000	416,900	462,700	499,900	539,900	579,900
12	234,600	257,900	332,100	418,200	463,600	499,100	539,100	579,100
13	236,400	260,700	333,700	419,500	464,400	499,500	539,500	579,500
14	238,900	262,300	335,800	420,600	465,100	499,600	539,600	579,600
15	241,300	263,900	337,800	421,700	465,800	499,800	539,800	579,800
16	243,800	265,400	339,800	422,800	466,400	499,400	539,400	579,400
17	246,300	266,900	342,000	424,100	466,900	499,100	539,100	579,100
18	248,900	267,300	343,900	424,800	467,600	499,800	539,800	579,800
19	251,300	267,800	346,000	425,600	468,300	499,600	539,600	579,600
20	253,700	268,300	348,100	426,300	469,000	499,000	539,000	579,000
21	256,100	268,800	350,200	427,000	469,500	499,500	539,500	579,500
22	257,700	269,700	352,100	428,400	470,200	499,200	539,200	579,200
23	259,200	270,600	354,000	429,800	470,900	499,900	539,900	579,900
24	260,700	271,500	355,800	431,200	471,600	499,600	539,600	579,600
25	262,100	272,400	357,600	432,200	472,200	499,200	539,200	579,200
26	262,400	273,600	359,300	433,400	472,900	499,400	539,400	579,400
27	262,700	274,800	360,900	434,600	473,600	499,600	539,600	579,600
28	263,100	275,900	362,500	435,800	474,300	499,300	539,300	579,300
29	263,500	276,700	364,200	436,600	474,800	499,800	539,800	579,800
30	264,200	279,300	366,000	437,800	475,500	499,500	539,500	579,500
31	264,900	282,000	367,800	439,000	476,200	499,200	539,200	579,200
32	265,600	284,700	369,600	440,200	476,900	499,900	539,900	579,900
33	266,300	287,300	371,200	441,100	477,500	499,100	539,100	579,100
34	267,200	289,400	372,900	441,700	478,200	499,700	539,700	579,700
35	268,000	291,400	374,500	442,300	478,900	499,900	539,900	579,900
36	268,800	293,300	376,100	442,900	479,600	499,600	539,600	579,600
37	269,300	294,900	377,700	443,500	480,100	499,100	539,100	579,100
38	270,800	296,600	379,200	444,100	477,500	499,100	539,100	579,100
39	272,200	298,300	380,700	444,700	478,200	499,700	539,700	579,700
40	273,600	300,100	382,200	445,300	478,900	499,900	539,900	579,900
41	275,000	301,800	383,800	445,700	479,600	499,600	539,600	579,600
42	275,700	303,700	385,100	446,200	479,900	499,900	539,900	579,900
43	276,400	305,600	386,400	446,700	480,500	499,500	539,500	579,500
44	277,000	307,500	387,700	447,200	478,200	499,200	539,200	579,200
45	277,600	309,300	389,100	447,600	478,900	499,900	539,900	579,900

定年・前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

46	278,500	310,500	390,400	447,900
47	279,400	311,700	391,700	448,200
48	280,200	312,800	393,000	448,500
49	280,600	313,900	394,400	448,900
50	281,400	315,900	395,600	449,200
51	282,200	317,900	396,800	449,500
52	283,000	319,800	398,000	449,800
53	283,600	321,500	399,400	450,000
54	284,400	323,400	400,500	450,300
55	285,100	325,300	401,600	450,600
56	285,700	327,200	402,700	450,900
57	286,300	328,900	403,800	451,200
58	287,000	330,900	404,800	451,500
59	287,600	332,900	405,900	451,800
60	288,100	334,800	407,000	452,100
61	288,800	336,700	407,900	452,400
62	289,500	338,700	408,700	452,600
63	290,200	340,700	409,500	452,800
64	290,800	342,600	410,300	453,000
65	291,500	344,500	411,200	453,200
66	292,400	346,200	412,400	453,400
67	293,300	347,900	413,600	453,600
68	294,100	349,600	414,800	453,800
69	295,000	351,400	415,800	454,000
70	295,900	353,300	416,900	454,200
71	296,700	355,200	418,000	454,400
72	297,500	357,100	419,100	454,600
73	298,200	359,000	419,900	454,800
74	298,900	360,800	420,900	454,900
75	299,600	362,700	421,900	455,100
76	300,300	364,800	422,900	455,300
77	300,900	366,400	423,800	455,400
78	301,600	367,900	424,600	455,600
79	302,400	369,300	425,400	455,800
80	303,200	370,900	426,200	456,000
81	303,900	372,500	427,900	456,200
82	304,800	373,800	427,600	456,400
83	305,600	375,200	428,300	456,600
84	306,400	376,600	429,000	456,800
85	307,200	378,000	429,600	457,000
86	307,900	379,400	430,000	457,400
87	308,500	380,800	430,400	457,800
88	309,100	382,100	430,800	458,200
89	309,700	383,500	431,200	458,600
90	310,200	384,800	431,500	459,000
91	310,700	386,000	431,800	459,400
92	311,200	387,200	432,100	459,800
93	311,600	388,400	432,400	460,200
94	312,100	389,500	432,800	461,200

95	312, 600	390, 600	433, 100
96	313, 000	391, 700	433, 400
97	313, 400	392, 600	433, 600
98	314, 000	393, 300	433, 800
99	314, 600	394, 200	434, 000
100	315, 200	395, 100	434, 200
101	315, 800	396, 100	434, 400
102	316, 000	396, 900	434, 600
103	316, 200	397, 700	434, 800
104	316, 400	398, 400	435, 000
105	316, 700	399, 200	435, 200
106	316, 900	400, 200	435, 400
107	317, 100	401, 100	435, 600
108	317, 300	402, 100	435, 800
109	317, 500	402, 900	436, 000
110	317, 700	403, 900	436, 200
111	317, 900	404, 900	436, 400
112	318, 100	405, 900	436, 600
113	318, 300	406, 500	436, 800
114	318, 600	407, 400	
115	318, 900	408, 300	
116	319, 200	409, 200	
117	319, 400	410, 100	
118	319, 700	410, 900	
119	320, 000	411, 700	
120	320, 200	412, 500	
121	320, 400	413, 300	
122	320, 600	414, 100	
123	320, 800	414, 800	
124	321, 000	415, 600	
125	321, 200	415, 900	
126	321, 400	416, 300	
127	321, 600	416, 900	
128	321, 800	417, 200	
129	322, 000	417, 700	
130	322, 200	418, 100	
131	322, 400	418, 700	
132	322, 600	419, 100	
133	322, 800	419, 400	
134	323, 000	419, 800	
135	323, 200	420, 200	
136	323, 400	420, 600	
137	323, 600	421, 000	
138	323, 800	421, 400	
139	324, 000	421, 800	
140	324, 200	422, 200	
141	324, 400	422, 600	
142	324, 600	422, 900	
143	324, 800	423, 200	

老端

この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、教論、義務教育論、養育論、教科書、教科、教科表の職員を除く。) 並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則に適用する。

この表の適用を受ける職員のうち、この職務に従事する職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五 公安職給料表(第三条関係)

職務の 区分	職務の 号	給料月額 1 級	給料月額 2 級	給料月額 3 級	給料月額 4 級	給料月額 5 級	給料月額 6 級	給料月額 7 級	給料月額 8 級
1	227,900	269,900	271,800	273,700	275,600	277,500	294,000	321,800	371,600
2	229,600	273,300	373,500	322,400	323,500	375,500	435,500	443,600	449,200
3	231,400	437,500	445,700	445,700	451,200	452,800	454,100	454,100	454,100
4	233,100	451,200	324,300	377,300	440,400	446,600	447,300	452,800	454,300
5	234,600	277,200	296,700	325,800	378,900	441,900	449,900	455,600	455,600
6	236,300	278,100	329,100	328,800	381,000	445,300	451,400	457,200	457,200
7	238,300	278,900	299,500	328,300	383,000	444,700	453,200	459,000	459,000
8	240,200	279,800	300,900	330,100	385,000	446,100	454,800	460,600	460,600
9	241,500	280,700	302,200	332,200	387,000	447,600	456,100	461,800	461,800
10	243,100	281,600	302,800	333,200	389,000	449,500	457,800	463,500	463,500
11	244,800	282,500	303,400	334,700	391,000	450,800	458,200	465,100	465,100
12	246,400	283,200	303,900	336,300	382,900	452,400	460,900	466,800	466,800
13	248,200	283,700	304,400	338,400	394,800	453,300	462,100	467,800	467,800
14	250,600	284,300	305,100	339,400	396,800	455,300	463,900	469,200	469,200
15	253,000	285,100	305,800	341,000	398,700	457,700	465,700	470,800	470,800
16	255,400	286,100	306,500	342,600	398,700	458,700	467,400	472,600	472,600
17	257,800	286,500	307,300	344,800	402,400	460,000	468,900	473,900	473,900
18	260,100	287,800	307,700	345,900	404,400	461,600	470,700	475,600	475,600
19	262,400	289,000	308,100	347,500	406,300	463,100	472,500	477,300	477,300
20	264,800	290,300	308,600	349,200	408,100	464,300	474,200	479,100	479,100
21	267,300	291,600	309,100	351,300	409,800	465,400	475,600	480,600	480,600
22	269,100	291,900	310,300	353,000	411,900	463,900	473,600	482,200	482,200
23	270,800	292,200	310,300	354,900	413,900	466,300	478,900	483,800	483,800
24	272,500	292,400	310,900	356,800	416,000	466,600	480,600	485,400	485,400
25	273,700	292,800	312,200	358,700	417,400	466,900	481,900	486,700	486,700
26	274,200	293,200	312,600	360,400	419,800	467,300	482,300	488,100	488,100
27	274,900	293,700	313,500	362,100	421,900	467,700	484,700	490,400	490,400
28	275,600	294,100	314,300	363,900	423,600	468,100	486,100	492,200	492,200
29	276,200	294,500	315,500	365,500	425,200	468,500	487,100	492,700	492,700
30	277,400	295,000	316,400	367,400	426,700	468,600	487,700	492,700	492,700
31	278,600	295,500	317,800	369,200	428,500	469,300	488,200	493,400	493,400
32	279,700	295,900	319,300	371,000	430,000	469,700	488,300	494,100	494,100
33	280,800	296,400	321,400	372,800	431,600	470,100	489,200	494,400	494,400
34	281,600	296,800	322,000	374,600	433,100	470,400	489,800	495,100	495,100
35	282,400	297,200	323,200	376,300	434,600	471,700	490,300	495,800	495,800
36	283,100	297,500	324,400	377,900	436,200	471,000	490,800	496,400	496,400
37	283,600	298,000	326,100	379,700	437,700	471,300	491,200	496,800	496,800
38	284,800	298,500	326,600	381,400	439,100	471,700	491,700	497,500	497,500
39	286,000	299,000	327,700	383,100	440,600	471,900	492,200	498,200	498,200
40	287,200	299,400	328,900	384,700	442,100	472,200	492,700	498,900	498,900
41	288,400	299,900	330,900	386,300	443,600	472,300	492,900	499,400	499,400
42	289,200	300,800	331,400	388,000	444,900	472,800	493,300	500,100	500,100
43	290,000	301,700	332,600	389,600	446,100	473,100	493,800	500,500	500,500
44	290,900	302,600	333,700	391,100	447,400	473,300	494,200	500,800	500,800
45	291,300	303,400	334,600	392,800	448,400	473,600	494,400	501,000	501,000
46	291,600	304,400	336,900	394,800	449,200	474,300	494,900	501,300	501,300
47	291,900	305,400	338,200	396,700	449,800	474,200	495,400	501,600	501,600
48	292,300	306,400	339,500	398,500	450,600	474,500	495,900	503,500	503,500
49	292,700	307,400	341,000	399,800	451,000	474,600	496,300	502,300	502,300
50	293,100	308,400	342,300	401,500	451,400	475,100	496,600	502,600	502,600
51	293,500	309,300	343,600	403,100	451,700	475,400	496,900	502,900	502,900
52	293,900	310,100	344,900	404,700	452,000	475,700	497,200	503,200	503,200
53	294,300	311,100	346,200	406,100	452,200	476,000	497,500	503,500	503,500
54	294,700	312,100	347,600	406,900	452,500	476,300	497,800	503,800	503,800
55	295,000	313,000	348,100	409,100	453,100	476,600	498,100	504,100	504,100
56	295,400	314,000	349,500	409,000	453,100	476,600	498,400	504,400	504,400
57	295,900	315,100	351,100	410,100	453,400	477,200	498,700	504,700	504,700
58	296,500	316,500	351,100	411,100	453,700	478,300	499,000	505,000	505,000
59	297,000	317,800	354,600	412,200	454,000	479,300	499,300	505,300	505,300

60	297,500	319,100	356,100	429,200	479,900	498,000	505,000	505,900	505,900
61	298,000	320,400	357,100	430,500	480,200	502,900	506,200	507,500	507,500
62	298,900	321,700	358,400	431,800	481,900	504,900	507,200	508,500	508,500
63	299,800	323,000	359,700	433,100	483,600	506,900	508,500	509,800	509,800
64	300,700	324,300	361,000	434,400	485,300	509,900	510,200	511,500	511,500
65	301,500	325,600	362,400	435,700	487,000	510,900	510,500	511,800	511,800
66	302,400	326,900	363,700	437,000	488,700	512,900	511,200	512,500	512,500
67	303,300	328,200	365,000	438,300	490,400	514,900	512,900	514,200	514,200
68	304,200	329,500	366,300	439,600	492,100	516,900	514,900	516,200	516,200
69	305,000	330,700	367,600	440,900	493,800	518,900	516,900	517,200	517,200
70	306,000	331,800	368,700	442,100	495,500	520,900	518,900	519,200	519,200
71	306,900	332,900	369,800	443,400	497,200	522,900	519,900	520,200	520,200
72	307,800	334,000	371,000	444,700	498,900	524,900	520,900	521,200	521,200
73	308,600	335,100	372,200	446,000	500,600	526,900	521,900	522,200	522,200
74	309,300	336,200	373,400	447,300	502,300	528,900	523,900	524,200	524,200
75	310,000	337,300	374,600	448,600	504,000	530,900	524,900	525,200	525,200
76	310,800	338,400	375,800	449,900	505,700	532,900	525,900	526,200	526,200
77	311,600	339,500	377,000	451,200	507,400	534,900	526,900	527,200	527,200
78	312,400	340,600	378,200	452,500	509,100	536,900	527,900	528,200	528,200
79	313,200	341,700	379,400	453,800	510,800	538,900	528,900	529,200	529,200
80	314,000	342,800	380,600	455,100	512,500	540,900	529,900	530,200	530,200
81	314,800	343,900	381,800	456,400	514,200	542,900	530,900	531,200	531,200
82	315,600	345,000	383,000	457,700	515,900	544,900	531,900	532,200	532,200
83	316,400	346,100	384,200	459,000	517,600	546,900	532,900	533,200	533,200
84	317,200	347,200	385,400	460,300	519,300	548,900	533,900	534,200	534,200
85	318,000	348,300	386,600	461,600	521,000	550,900	534,900	535,200	535,200
86	318,800	349,400	387,800	462,900	522,700	552,900	535,900	536,200	536,200
87	319,600	350,500	3						

別表第六 指定職給料表（第三条関係）

		号	給	給料月額	円
123	124	361,900	386,500	406,400	
	125	362,800	386,800	407,000	
	126	363,300	387,200	407,400	
	127	363,700	387,600	407,800	
	128	364,100	388,000	408,200	
	129	364,300	388,300	408,500	
	130	364,500	388,500	408,900	
	131	364,900	388,800	409,300	
	132	365,300	389,100	409,600	
	133	365,600	389,300	409,900	
	134	365,900	389,500	410,300	
	135	366,200	389,800	410,700	
	136	366,500	390,100	411,100	
	137	366,800	390,300	411,400	
	138	367,200	390,600	411,800	
	139	367,600	391,000	412,200	
	140	367,900	391,400	412,600	
	141	368,400	391,600	412,900	
	142	368,600	391,900		
	143	369,000	392,300		
	144	369,200	392,700		
	145	369,400	392,900		
	146	369,600			
	147	369,900			
	148	370,200			
	149	370,400			
	150	370,800			
	151	371,200			
	152	371,600			
	153	371,800	基 本 給料月額 円	基 本 給料月額 円	基 本 給料月額 円
			275,800	288,500	305,200
				321,900	361,200
					397,100
					430,100

定年用
再任用
短時間
勤務職
員

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第四 教育職給料表 (第三条關係)
高等學校等教員職給料表

職員の区分	職務の級	1級		2級		特2級		3級		4級	
		給料月額									
1	214,600	249,800	333,700	417,900	487,800	561,700	635,600	711,500	787,400	863,300	939,200
2	216,100	252,600	335,800	419,300	489,300	562,700	636,800	712,900	788,800	864,800	940,800
3	217,600	255,300	337,800	420,700	492,100	564,200	638,800	714,100	790,300	867,300	942,300
4	219,100	257,900	339,800	422,100	493,700	565,700	640,800	715,700	792,100	868,700	943,700
5	221,600	260,700	342,000	423,600	494,500	567,600	643,900	717,600	794,500	869,500	944,500
6	222,900	262,300	343,900	424,900	495,300	568,300	645,300	718,300	795,300	870,300	945,300
7	224,300	263,900	346,000	426,300	496,000	569,700	646,000	719,700	796,000	871,000	946,000
8	226,700	265,400	348,100	427,700	496,000	570,700	647,700	721,000	797,000	872,000	947,000
9	228,600	266,900	350,200	428,900	496,900	570,700	648,900	721,700	797,700	872,700	947,700
10	230,700	267,300	352,100	430,200	497,700	571,700	650,000	722,700	798,700	873,700	948,700
11	232,700	267,800	354,000	431,600	498,500	572,700	651,600	723,700	799,500	874,500	949,500
12	234,600	268,300	355,800	433,000	499,300	573,700	653,000	724,300	800,000	875,000	950,000
13	236,400	268,800	357,600	434,100	499,300	574,700	653,600	725,100	800,700	875,700	950,700
14	238,900	269,700	359,300	435,600	500,700	575,700	655,600	726,700	801,700	876,700	951,700
15	241,300	270,600	360,900	437,100	501,300	576,700	656,900	727,700	802,300	877,300	952,300
16	243,800	271,500	362,500	438,700	502,300	577,700	658,500	728,700	803,000	878,000	953,000
17	246,300	272,400	364,200	440,300	503,200	578,700	660,200	729,700	803,700	878,700	953,700
18	248,900	273,600	366,000	441,800	504,000	579,700	661,800	730,700	804,000	879,000	954,000
19	251,300	274,800	367,800	443,400	504,600	580,700	663,400	731,400	804,600	879,600	954,600
20	253,700	275,900	369,600	445,000	505,200	581,700	665,000	732,700	805,200	880,200	955,200
21	256,100	276,700	371,400	446,600	505,800	582,700	666,600	733,700	806,800	881,800	956,800
22	257,700	279,300	373,200	448,200	506,400	583,700	668,200	734,700	807,400	882,400	957,400
23	259,200	282,000	375,000	449,800	507,600	584,700	670,000	735,700	808,000	883,000	958,000
24	260,700	284,700	376,800	450,400	508,000	585,700	671,400	736,700	808,700	883,700	958,700
25	262,100	287,300	378,500	452,800	508,200	586,700	673,000	737,700	809,200	884,200	959,200
26	262,500	289,400	380,200	454,100	508,800	587,700	674,100	738,700	809,700	884,700	959,700
27	262,900	291,400	382,100	455,400	509,400	588,700	675,400	739,700	810,400	885,400	960,400
28	263,300	293,300	383,900	456,700	510,000	589,700	676,700	740,700	811,000	886,000	961,000
29	263,600	294,900	385,900	458,100	510,600	590,700	678,000	741,700	811,600	886,600	961,600
30	264,300	296,600	387,700	459,300	510,200	591,700	679,300	742,700	812,200	887,200	962,200
31	264,900	298,300	389,700	460,400	510,800	592,700	680,400	743,700	812,800	887,800	962,800
32	265,600	300,100	391,600	461,600	511,600	593,700	682,600	744,700	813,600	888,600	963,600
33	266,300	301,800	393,600	462,900	512,900	594,700	684,900	745,700	814,900	889,900	964,900
34	267,400	303,700	395,400	464,100	513,400	595,700	685,400	746,700	815,400	890,400	965,400
35	268,400	305,600	397,300	465,300	513,700	596,700	686,300	747,700	816,300	891,300	966,300
36	269,400	307,500	399,100	467,000	514,300	597,700	687,000	748,700	817,000	892,000	967,000
37	269,900	309,300	401,100	468,400	515,100	598,700	688,400	749,700	818,400	893,400	968,400
38	271,400	310,500	402,800	469,900	516,800	599,700	689,900	750,700	819,800	894,800	969,800
39	272,900	311,700	404,500	471,400	518,500	600,700	691,400	751,700	820,500	895,500	970,500
40	274,400	312,800	406,300	472,900	519,300	601,700	692,900	752,700	821,300	896,300	971,300
41	276,200	313,900	407,900	474,300	521,900	602,700	694,300	753,700	822,900	897,900	972,900
42	276,800	315,900	409,500	475,200	522,500	603,700	695,500	754,700	823,500	898,500	973,500
43	277,400	317,900	411,100	476,100	523,100	604,700	696,100	755,700	824,100	899,100	974,100
44	278,100	319,800	412,700	477,000	524,700	605,700	697,000	756,700	825,700	900,700	975,700
45	278,700	321,500	414,300	477,600	525,300	606,300	697,600	757,300	826,300	901,300	976,300
46	279,500	323,400	415,600	478,500	526,600	607,600	698,500	758,600	827,600	902,600	977,600
47	280,300	325,300	416,900	479,400	527,900	608,900	699,400	759,400	828,900	903,900	978,900
48	281,000	327,200	418,200	480,100	529,100	610,200	700,100	760,200	829,100	904,100	979,100
49	281,700	328,900	419,400	480,600	529,600	610,600	700,600	760,600	829,600	904,600	979,600
50	282,400	330,900	420,600	481,100	530,600	612,600	702,600	762,600	830,600	905,600	980,600
51	283,200	332,900	421,900	481,600	531,900	614,900	704,600	764,900	831,900	906,900	981,900

52	284,000	334,800	423,200	482,100
53	284,700	336,700	424,300	482,500
54	285,300	338,700	425,700	483,100
55	286,000	340,700	427,000	483,500
56	286,600	342,600	428,400	483,900
57	287,200	344,500	429,800	484,200
58	287,900	346,200	431,200	484,600
59	288,700	347,900	432,600	485,000
60	289,400	349,600	434,000	485,400
61	290,200	351,400	435,200	485,800
62	291,000	353,300	436,600	486,600
63	291,800	355,200	438,000	488,000
64	292,500	357,100	439,400	489,400
65	293,400	359,000	440,600	490,600
66	294,400	360,800	441,700	491,700
67	295,400	362,700	442,900	492,900
68	296,200	364,800	444,000	494,000
69	297,100	366,400	445,000	495,000
70	297,900	368,200	445,700	495,700
71	298,800	370,100	446,400	496,400
72	299,500	372,000	447,100	497,100
73	300,300	373,900	447,700	497,700
74	301,000	375,800	448,400	498,400
75	301,700	377,700	449,100	499,100
76	302,500	379,600	449,800	499,800
77	303,300	381,500	450,300	500,300
78	304,000	383,300	450,900	500,900
79	304,800	385,100	451,500	501,500
80	305,600	387,000	452,100	502,100
81	306,400	389,000	452,600	502,600
82	307,300	390,600	452,800	502,800
83	308,200	392,200	453,000	503,000
84	309,000	393,800	453,200	503,200
85	309,600	395,500	453,400	503,400
86	310,400	396,900	453,600	503,600
87	311,100	398,300	453,800	503,800
88	311,900	399,700	454,000	504,000
89	312,800	401,000	454,200	504,200
90	313,600	402,300	454,400	504,400
91	314,500	403,600	454,600	504,600
92	315,400	404,900	454,800	504,800
93	316,000	406,200	455,000	505,000
94	316,900	407,300	455,200	505,200
95	317,800	408,500	455,400	505,400
96	318,600	409,700	455,600	505,600
97	319,400	410,900	455,800	505,800
98	320,200	412,100	456,000	506,000
99	321,000	413,300	456,200	506,200
100	321,800	414,600	456,400	506,400
101	322,500	415,800	456,600	506,600
102	323,300	416,900	456,800	506,800
103	324,100	418,8,000	457,000	507,000
104	324,900	419,100	457,200	507,200
105	325,600	420,000	457,400	507,400
106	326,400	421,100	457,600	507,600
107	327,100	422,200	457,800	507,800

164	344,100			
165	344,300			
166	344,500			
167	344,700			
168	344,900			
169	345,100			
定生前 而任時 勤務職 員	基 給 料 額 [円]	基 給 料 額 [円]	基 給 料 額 [円]	基 給 料 額 [円]
	246,300	289,900	319,500	348,300
				434,900

108	327,800	423,300
109	328,300	424,100
110	328,800	424,900
111	329,300	425,800
112	329,800	426,600
113	330,300	427,300
114	330,800	427,800
115	331,300	428,200
116	331,800	428,500
117	332,200	428,700
118	332,700	429,100
119	333,200	429,500
120	333,700	429,900
121	334,100	430,300
122	334,600	430,500
123	335,000	430,700
124	335,400	431,000
125	335,900	431,300
126	336,300	431,500
127	336,700	431,700
128	336,900	431,900
129	337,100	432,100
130	337,300	432,300
131	337,500	432,500
132	337,700	432,700
133	337,900	432,900
134	338,100	433,100
135	338,300	433,300
136	338,500	433,500
137	338,700	433,700
138	338,900	433,900
139	339,100	434,100
140	339,300	434,300
141	339,500	434,500
142	339,700	434,700
143	339,900	434,900
144	340,100	435,100
145	340,300	435,300
146	340,500	435,500
147	340,700	435,700
148	340,900	435,900
149	341,100	436,100
150	341,300	436,300
151	341,500	436,500
152	341,700	436,700
153	341,900	436,900
154	342,100	437,100
155	342,300	437,300
156	342,500	437,500
157	342,700	437,700
158	342,900	437,900
159	343,100	438,100
160	343,300	438,300
161	343,500	438,500
162	343,700	438,700
163	343,900	438,900

口 小学校・中学校教育職給料表

職員区分	職務の級号	給料月額	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	給料月額
			円	円	円	円	円	円
1	214,600	231,500	333,700	403,000	453,200	504,400	554,200	403,000
2	216,100	233,600	335,800	404,400	454,200	505,700	556,500	404,400
3	217,600	235,700	337,800	405,700	455,200	507,000	557,500	405,700
4	219,100	237,700	339,800	407,000	456,400	508,300	559,000	407,000
5	221,000	239,700	342,000	408,300	457,400	509,600	560,000	408,300
6	222,900	242,200	343,900	409,800	458,300	510,900	561,500	409,800
7	224,800	244,600	346,000	411,200	459,100	512,400	563,000	411,200
8	226,700	247,000	348,100	412,700	460,000	514,000	564,500	412,700
9	228,600	249,800	350,200	414,200	461,100	515,500	566,000	414,200
10	230,700	252,600	352,100	415,600	461,900	517,000	567,500	415,600
11	232,700	255,300	354,000	416,900	462,700	518,500	569,000	416,900
12	234,600	257,900	355,800	418,200	463,600	520,000	570,500	418,200
13	236,400	260,700	357,600	419,500	464,400	521,400	572,000	419,500
14	238,900	262,300	359,300	420,600	465,100	523,000	573,500	420,600
15	241,300	263,900	360,900	421,700	465,800	524,600	575,000	421,700
16	243,800	265,400	362,500	422,800	466,400	526,200	576,500	422,800
17	246,300	266,900	364,200	424,100	466,900	527,800	578,000	424,100
18	248,900	267,300	366,000	424,800	467,600	529,400	579,500	424,800
19	251,300	267,800	367,800	425,600	468,300	531,000	581,000	425,600
20	253,700	268,300	369,600	426,300	469,000	532,600	582,500	426,300
21	256,100	268,800	371,200	427,000	469,500	534,200	584,000	427,000
22	257,700	269,700	372,900	428,400	470,200	535,700	585,500	428,400
23	259,200	270,600	374,500	429,800	470,900	537,300	587,000	429,800
24	260,700	271,500	376,100	431,200	471,600	538,900	588,500	431,200
25	262,100	272,400	377,700	432,200	472,200	540,500	590,000	432,200
26	262,400	273,600	379,200	433,400	472,900	541,200	591,500	433,400
27	262,700	274,800	380,700	434,600	473,600	542,800	593,000	434,600
28	263,100	275,900	382,200	435,800	474,300	544,500	594,500	435,800
29	263,500	276,700	383,800	436,600	474,800	546,200	596,000	436,600
30	264,200	279,300	385,100	437,800	475,500	547,900	597,500	437,800
31	264,900	282,000	386,400	439,000	476,200	549,600	599,000	439,000
32	265,600	284,700	387,700	440,200	476,900	550,300	600,500	440,200
33	266,300	287,300	389,100	441,100	477,500	552,000	602,000	441,100
34	267,200	289,400	390,400	441,700	478,200	553,700	603,500	441,700
35	268,000	291,400	391,700	442,300	478,900	555,400	605,000	442,300
36	268,800	293,300	393,000	442,900	479,600	557,100	606,500	442,900
37	269,300	294,900	394,400	443,500	480,100	558,800	608,000	443,500
38	270,800	296,600	395,600	444,100	481,700	560,500	609,500	444,100
39	272,200	298,300	396,800	444,700	482,300	562,200	611,000	444,700
40	273,600	300,100	398,000	445,300	483,900	563,900	612,500	445,300
41	275,000	301,800	399,400	445,700	484,600	565,500	614,000	445,700
42	275,700	303,700	400,500	446,200	485,200	567,200	615,500	446,200
43	276,400	305,600	401,600	446,700	486,800	568,800	617,000	446,700
44	277,000	307,500	402,700	447,200	487,400	570,500	618,500	447,200
45	277,600	309,300	403,800	447,600				

定年
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

46	278,500	310,500	404,800	447,900
47	279,400	311,700	405,900	448,200
48	280,200	312,800	407,000	448,500
49	280,600	313,900	407,900	448,900
50	281,400	315,900	408,700	449,200
51	282,200	317,900	409,500	449,500
52	283,000	319,800	410,300	449,800
53	283,600	321,500	411,200	450,000
54	284,400	323,400	412,400	450,300
55	285,100	325,300	413,600	450,600
56	285,700	327,200	414,800	450,900
57	286,300	328,900	415,800	451,200
58	287,000	330,900	416,900	451,500
59	287,600	332,900	418,000	451,800
60	288,100	334,800	419,100	452,100
61	288,800	336,700	419,900	452,400
62	289,500	338,700	420,900	452,600
63	290,200	340,700	421,900	452,800
64	290,800	342,600	422,900	453,000
65	291,500	344,500	423,800	453,200
66	292,400	346,200	424,600	453,400
67	293,300	347,900	425,400	453,600
68	294,100	349,600	426,200	453,800
69	295,000	351,400	426,900	454,000
70	295,900	353,300	427,600	454,200
71	296,700	355,200	428,300	454,400
72	297,500	357,100	429,000	454,600
73	298,200	359,000	429,600	454,800
74	298,900	360,800	430,000	455,000
75	299,600	362,700	430,400	455,200
76	300,300	364,800	430,800	455,600
77	300,900	366,400	431,200	456,000
78	301,600	367,900	431,500	456,300
79	302,400	369,300	431,800	456,600
80	303,200	370,900	432,100	457,000
81	303,900	372,500	432,500	457,400
82	304,600	373,800	432,800	457,700
83	305,600	375,200	433,100	458,000
84	306,400	376,600	433,400	458,300
85	307,200	378,000	433,600	458,600
86	307,900	379,400	434,800	459,000
87	308,500	380,800	434,800	459,000
88	309,100	382,100	435,400	459,400
89	309,700	383,500	434,400	459,400
90	310,200	384,800	434,600	459,600
91	310,700	386,000	434,800	459,800
92	311,200	387,200	435,000	460,000
93	311,600	388,400	435,200	460,200
94	312,100	389,500	435,400	460,400

95	312, 600	390, 600	435, 600
96	313, 000	391, 700	435, 800
97	313, 400	392, 600	436, 000
98	314, 000	393, 300	436, 200
99	314, 600	394, 200	436, 400
100	315, 200	395, 100	436, 600
101	315, 800	396, 100	436, 800
102	316, 000	396, 900	
103	316, 200	397, 700	
104	316, 400	398, 400	
105	316, 700	399, 200	
106	316, 900	400, 200	
107	317, 100	401, 100	
108	317, 300	402, 100	
109	317, 500	402, 900	
110	317, 700	403, 900	
111	317, 900	404, 900	
112	318, 100	405, 900	
113	318, 300	406, 500	
114	318, 600	407, 400	
115	318, 900	408, 300	
116	319, 200	409, 200	
117	319, 400	410, 100	
118	319, 700	410, 900	
119	320, 000	411, 700	
120	320, 200	412, 500	
121	320, 400	413, 300	
122	320, 600	414, 100	
123	320, 800	414, 800	
124	321, 000	415, 600	
125	321, 200	415, 900	
126	321, 400	416, 300	
127	321, 600	416, 900	
128	321, 800	417, 200	
129	322, 000	417, 700	
130	322, 200	418, 100	
131	322, 400	418, 700	
132	322, 600	419, 100	
133	322, 800	419, 400	
134	323, 000	419, 800	
135	323, 200	420, 200	
136	323, 400	420, 600	
137	323, 600	421, 000	
138	323, 800	421, 400	
139	324, 000	421, 800	
140	324, 200	422, 200	
141	324, 400	422, 600	
142	324, 600	422, 900	
143	324, 800	423, 200	

備考

1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教師、高等専門学校等教育職員の職務の適用を受ける職員を対象とし、並びに人事委員会が定めてる職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会が

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の被が3級である職員で人事委員会規則で定める支給月額は、この表の額に31,700円を、その職務の被が4級である職員で人事委員会規則で定める支給月額は、この表の額に24,200円を、それぞれ四四算し算する。

イ オル別表 号給の明細表 (附則第4項関係)
イ オル別表 号給の明細表 (附則第4項関係)

特2級	
旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51

64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92
105	93
106	94
107	95
108	96
109	97

旧号給 級	特2級	
	1	1
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	1
19	7	1
20	8	1
21	9	1
22	10	1
23	11	1
24	12	1
25	13	1
26	14	1
27	15	1
28	16	1
29	17	1
30	18	1
31	19	1
32	20	1
33	21	1
34	22	1
35	23	1
36	24	1
37	25	1
38	26	1
39	27	1
40	28	1
41	29	1
42	30	1
43	31	1
44	32	1
45	33	1
46	34	1
47	35	1
48	36	1
49	37	1
50	38	1
51	39	1
52	40	1
53	41	1
54	42	1
55	43	1
56	44	1
57	45	1
58	46	1
59	47	1
60	48	1
61	49	1

62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92
105	93
106	94
107	95
108	96
109	97
110	98
111	99
112	100
113	101

大阪府条例第 号

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等

の一部を改正する条例

(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二
十四年大阪府条例第百二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十二条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十二条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十二条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十二条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>										
<p>(入所者等及び職員の健康診断)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。以下同じ。)以下「健康診断等」という。)が行われた場合であつて、当該健康診断等がそぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部をを行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対する健康診査</td> <td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	(略)	(略)	児童が通学する学校における健康診断	(略)	乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断	<p>(入所者等及び職員の健康診断)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	児童が通学する学校における健康診断	(略)
(略)	(略)										
児童が通学する学校における健康診断	(略)										
乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断										
(略)	(略)										
児童が通学する学校における健康診断	(略)										
<p>3 第一項の健康診断を行つた医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳(母子保健法第十六条第一項に規定する母子健康手帳をいう。)又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p>	<p>3 第一項の健康診断を行つた医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十六条第一項に規定する母子健康手帳をいう。)又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p>										
<p>4 (略)</p> <p>の基準)</p> <p>第十六条 乳児院(十人未満の乳幼児を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のと</p>	<p>(十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の設備の基準)</p> <p>第十六条 乳児院(十人未満の乳幼児(乳児又は幼児をいう。以下同じ。)を入所させる乳児</p>										

4 6 （略）	4 6 （略）	4 6 （略）

第一条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

2	2	も家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
2	2	イイハ (略)
2	2	(母子生活支援施設の長の資格等)
2	2	第三十八条 (略)
2	2	三一・二 (略)
2	2	三二二こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
2	2	五四 (略)
2	2	五 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能
2	2	力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合
2	2	計が三年以上あるもの又は令第二十七条の二第一項第四号に規定するこども家庭庁
2	2	長官が指定する講習会の課程を修了したもの
2	2	の (略)
2	2	(母子支援員の資格)
2	2	第三十九条 (略)
2	2	五一四 (略)
2	2	五 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
2	2	六 (略)
3	3	第五十八条 (略)
3	3	五 (職員)
3	3	は、第一項第五号に掲げる家庭支援専門相談員
3	3	は、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のい
3	3	ずれかに該当する者でなければならない。
4	4	五一七 (略)
4	4	児童養護施設の長の資格等)
4	4	第五十九条 (略)
4	4	三一・二 (略)
4	4	三二二こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
4	4	五四 (略)
4	4	五 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能
4	4	力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合
4	4	計が三年以上あるもの又は令第四十二条の二第一項第四号に規定するこども家庭庁
4	4	長官が指定する講習会の課程を修了したもの
2	2	の (略)
2	2	(児童指導員の資格)
2	2	第六十条 (略)
2	2	四一三 (略)
2	2	四二二こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
2	2	五十一 (略)
2	2	も家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
2	2	イイハ (略)
2	2	(母子生活支援施設の長の資格等)
2	2	第三十八条 (略)
2	2	一・二 (略)
2	2	三二二こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
2	2	五四 (略)
2	2	五 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能
2	2	力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合
2	2	計が三年以上あるもの又は令第二十七条の二第一項第四号に規定するこども家庭庁
2	2	長官が指定する講習会の課程を修了したもの
2	2	の (略)
2	2	(児童指導員の資格)
2	2	第六十条 (略)
2	2	一・二 (略)
2	2	三二二こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
2	2	五十一 (略)

3・三 4 (略) (略)	とする令第八十八条の六第二項第一号のソ シヤルワーカーの視点をいう。)を有するも の	等に対する相談及び援助をはじめとする令 第八十八条の六第二項第二号のソシヤル ワーカーの視点をいう。)を有するもの
---------------------	--	---

(大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
第六条 (従業者の員数)		
2 二 1 9 (略) (略)	一児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準(昭和二十二年厚生省令第六十 三号)第二十一条第六項に規定する児童指導 員をいう。以下同じ。)又は保育士(児童福 祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律 第二十九号)附則第十五条第一項の規定によ りなおその効力を有するものとされる同法 附則第十二条の規定による改正前の国家戦 略特別区域法(平成二十五年法律第百七号) 第十二条の五第二項に規定する国家戦略特 別区域限定保育士を含む。以下同じ。)指 定児童発達支援の単位ごとにその提供を行 う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支 援の提供に当たる児童指導員又は保育士の 合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める数	一児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準(昭和二十二年厚生省令第六十 三号)第二十一条第六項に規定する児童指導 員をいう。以下同じ。)又は保育士(国家戦 略特別区域法(平成二十五年法律第百七号) 第十二条の五第二項に規定する国家戦略特 別区域限定保育士を含む。以下同じ。)指 定児童発達支援の単位ごとにその提供を行 う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支 援の提供に当たる児童指導員又は保育士の 合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める数
第三十四条 (健康管理)		
2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規 定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診 断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律 第百四十一号)第十二条又は第十二条に規定す る健康診査をいう。以下同じ。)(以下「健康診 断等」という。)が行われた場合であつて、当 該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる 健康診断の全部又は一部に相当すると認めら れるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は 一部を行わないことができる。この場合において、 指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表 の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しな ければならない。	2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規 定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診 断が行われた場合であつて、当該健康診断がそ れぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又 は一部に相当すると認められるときは、同欄に 掲げる健康診断の全部又は一部を行わないこ とができる。この場合において、指定児童発達 支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健 康診断の結果を把握しなければならない。	

3 (略)	障害児が通学する学校における健康診断 乳児又は児に対する健康診査	(略) 通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断	(略)
3 (略)	障害児が通学する学校における健康診断	(略)	(略)

(大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第五条 (略)	第五条 (略)
二・二 (略)	二・二 (略)
三、児童指導員及び保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条第五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)次に掲げる員数	三、児童指導員及び保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条第五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)次に掲げる員数
2 四一六 (略)	2 四一六 (略)
2 四一六 (略)	2 四一六 (略)
第六条 (略)	第六条 (略)
三一・二 (略)	三一・二 (略)
三、前二号の規定にかかる、乳児又は児の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。	三、前二号の規定にかかる、「乳幼児」というのみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。
4 四 5 (略)	4 四 5 (略)
(健康管理)	(健康管理)
第二十九条 (略)	第二十九条 (略)
2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかる、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。以下同じ。)(以下「健康診断等」という。)が行われた場合であつて、当該健康	2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかる、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことが

			診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるとときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
3	(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)
2・3	(略)	(略)	(略)

(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。次
の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の資格等）</p> <p>第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（以下「旧国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第一項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2 6 (略)</p>	<p>（職員の資格等）</p> <p>第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2 6 (略)</p>
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第二十二条の一 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十二条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第二項各号）に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第二十二条の一 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十二条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

	3 2 第三十二条 (職員) 3 (略) 備考	1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項(旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。)の登録(以下備考1において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
4 2 4 (略) 4 7 (略)	第十五条(虐待等の禁止) 第五十条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項(旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。)の登録(以下備考1において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
4 2 4 (略) 4 7 (略)	第十五条(虐待等の禁止) 第五十条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十二条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	4 2 4 (略) 4 7 (略)

(大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十四条(虐待等の禁止) 第十四条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十二条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第十四条(虐待等の禁止) 第十四条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十二条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第十九条(職員) 第十九条 一一二(略)	第十九条(職員) 第十九条 一一二(略)
四 保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)	四 保育士(国家戦略特別区域法(平成十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)
2 五 九(略) 2 4 9 (略)	2 五 九(略) 2 4 9 (略)

第七条 大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（児童指導員の資格）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>四　児童福祉法施行規則（昭和二十二年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</p> <p>五　大学（学校教育法第一条に規定する大学をいう。第八号を除き、以下同じ。）（短期大学（同法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六　十一（略）</p>	<p>（児童指導員の資格）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>一　二（略）</p> <p>四　大学（学校教育法第一条に規定する大学をいう。第七号を除き、以下同じ。）（短期大学（同法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>五　十（略）</p>

（大阪府福祉行政事務手数料条例の一部改正）

第八条 大阪府福祉行政事務手数料条例（平成十一年大阪府条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（納入義務者及び金額）</p> <p>第二条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされるる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（以下「旧国家戦略特別区域法」という。）、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百三十七号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされるる同令第十条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（以下「旧国家戦略特別区域法施行令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）に基づく事務に關し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>（納入義務者及び金額）</p> <p>第二条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）に基づく事務に關し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p>

項　　区分　　金額

項　　区分　　金額

2	八	七	六	四・五	三	二	(略)
	(略)						
3	八	七	六	四・五	三	二	(略)
	(略)						
2	九	八	七	五・六	四	三	(略)
	(略)						
3	九	八	七	五・六	四	三	(略)
	(略)						

2 児童福祉法第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者又は保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、前項の表一の項又は八の項に定める金額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

3 (略)

2 児童福祉法第十八条の九第一項（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者又は保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、前項の表一の項、二の項又は八の項に定める金額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
和八年三月一日から施行する。

ただし、第一条及び第七条の規定は、令